

## 安倍「働き方改革」に反対し、 人間らしく働くルールを定める特別決議

安倍政権は、秋の臨時国会に、「残業代ゼロ法案」と「残業時間の上限規制」法案を「一本化」した労働基準法改定案など、8本の法律を一括改定する「働き方改革推進法」を上程することを狙っています。

「高度プロフェッショナル制度」（「残業代ゼロ」制度）は、すべての労働団体と、全国過労死を考える家族の会や弁護士団体などの広範な市民団体が「長時間労働と過労死を促進する」「『過労死防止法』の流れに逆行している。容認できない」などと厳しく批判してきたものです。「残業時間の上限規制」についても「月100時間残業合法化は許されない」と広範な労働組合と市民団体が反対してきました。法案の一本化についても、労働者代表委員が強い反対意見を表明してきました。

ところが安倍政権は、労働者・市民の声をまったく無視し、労働政策審議会への諮問を強行しました。相変わらず聞く耳を持たない安倍政権の傲慢な姿勢は異常というほかありません。とりわけ労働・雇用政策というのは、政労使の協議を通じて策定するというのが世界で当たり前のルールです。今回の政府のやり方は、この大原則を乱暴に踏みにじるものです。

法案の中身も大問題です。残業時間については、「上限規制」といいながら、「2～6カ月の平均で月80時間」、繁忙期で「月100時間未満」と定め、過労死ラインの残業時間を合法化し公的に容認するものとなっています。

「高度プロフェッショナル制度」は、休憩・有給休暇・割増賃金・労働時間管理などの労働時間規制を完全に無くしてしまう制度であり、文字通り日本の労働法制を根幹から覆すものです。

このほかにも、長時間・過密労働の温床となっている裁量労働制の適用を営業職にまで拡大しています。法令に反し営業職に広がっている違法状態を合法化するものです。

このように、今回の法案は、どの点をとっても過労死促進法案そのものです。労働行政も労働法も労働者の権利を守るためにあるはずのものです。働かせる側の指標である「生産性向上」を法案の目的として掲げる自体異常といわざるを得ません。安倍「働き方改革」の正体が実は「働かせ方改革」に他ならないことを示しているものです。

この「働き方大改悪」法案に対し、ナショナルセンターの違いをこえた共同と、野党と市民の共闘をすすめ、安倍「働き方改革」を阻止するためにたたかおうではありませんか。山口県労連は、8時間働けばまともな暮らしができる働くルールの確立を求め、要求の一致点での共闘をすべての労働者に呼びかけるものです。

以上、決議します。

2017年9月23日

山口県労働組合総連合 第42回定期大会